

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示を次のとおり公布する。

令和8年4月1日

久喜市教育委員会

教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会訓令第12号

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示

別紙のとおり

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示

(久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正)

第1条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼変更届出書)

所属長	様	年 月 日 (申請時)
		職・氏名

公務に使用する自家用自動車について、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します（変更を届け出ます）。

1 自動車検査証

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、()に職員との続柄を記入すること。

① 申請時	② 変更時		
所有者名		自動車登録番号	自動車検査証有効期間
()			年 月 日 まで
有効期間更新	その他の変更		届出日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

2 自賠責保険（強制保険）

① 申請時	② 変更時		
保険会社名		保険期間	
		年 月 日 まで	
有効期間更新	その他の変更		届出日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

3 自動車保険（任意保険）

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

① 申請時		② 変更時			
保険会社名		保険金額（万円）		保険期間	
		対人	万円・無制限		年 月 日まで
		対物	万円		
有効期間更新		その他の変更		届出日	
年 月 日まで				年 月 日	
年 月 日まで				年 月 日	
年 月 日まで				年 月 日	
年 月 日まで				年 月 日	
年 月 日まで				年 月 日	

上記自家用自動車を公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
- 2 登録申請に当たっては、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
- 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。
- 4 この登録申請(変更の届出)によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号のいずれかに該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
- (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)
 - (2) 当該職員が、過去1年間において、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し罰金刑を受けた場合
 - (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

(久喜市障がい児通学費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 久喜市障がい児通学費補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒大会参加費補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

(久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部改正)

第4条 久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部改正)

第5条 久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 久喜市ボーイスカウト・ガールスカウト育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市子ども会育成連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第7条 久喜市子ども会育成連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱の一部改正)

第8条 久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第9条 久喜市PTA連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第10条 久喜市婦人会連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第31号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市文化団体連合会育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第11条 久喜市文化団体連合会育成事業補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市生涯学習出前講座実施要綱の一部改正)

第12条 久喜市生涯学習出前講座実施要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市指定文化財補助金交付要綱の一部改正)

第13条 久喜市指定文化財補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第46号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

(久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱の一部改正)

第14条 久喜市地区体育祭実行委員会補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第63号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号及び様式第6号中「印」を削る。

（久喜市教育研究会助成金交付要綱の一部改正）

第15条 久喜市教育研究会助成金交付要綱（平成24年久喜市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

（久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部改正）

第16条 久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱（平成26年久喜市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部改正）

第17条 久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱（平成28年久喜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則（」の次に「平成17年埼玉県教育委員会規則第29号。」を加え、「及び埼玉县市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）10」を「、埼玉县市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）10及び埼玉县市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（以下「会計年度要領」という。）12」に改める。

第2条第1号に次のように加える。

ウ 会計年度要領12に規定する評価結果に対する苦情

第3条第5項中「指導課長を除く」を削り、「指導主事」を「の主幹又は教職員係長」に改める。

第5条第3項第1号中「第2条第1号ア」の次に「又はウ」を加える。

第6条第1項中「及び取扱要領7」を「、取扱要領7及び会計年度要領12第1号」に改め、同条第2項中「第2条第1号ア」の次に「又はウ」を、「校長からの」の次に「評価結果又は」を加える。

第8条第1項及び第12条第1項中「第2条第1号ア」の次に「又はウ」を加える。

第13条第3号中「前12条」を「前条」に改める。

第14条第1項中「対応するために」を「対応するため」に改め、同条第3項中「第2条第2号の」を削り、同条第4項中「苦情を相談した職員」を「相談者」に改める。

第15条中「第2号」の次に「及び会計年度要領12第2号」を加える。

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

(久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部改正)

第18条 久喜市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領（平成28年久喜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則（」の次に「平成17年埼玉県教育委員会規則第29号。」を、「最終評価結果」の次に「又は埼玉县市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（以下「会計年度要領」という。）12第1号に規定する評価結果」を加え、「「最終評価結果に対する苦情の申出」」を「「最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出」」に改め、同項第1号中「苦情の申出」を「最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出」に改め、同号ア及びイ中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、同項第2号及び第3号中「苦情の申出」を「最終評価結果又は評価結果に対する苦情の申出」に改め、同項第4号中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、「苦情対応業務」を「対応業務」に、「苦情の対応決定通知書」を「通知」に改め、同条第

2項第3号中「苦情の申出」を「評価区分の結果に対する苦情の申出」に改め、同項第4号中「苦情対応業務」を「対応業務」に、「苦情の対応決定通知書」を「通知」に改め、同条第3項中「埼玉縣市町村立学校職員の人事評価実施要領10」の次に「及び会計年度要領12第2号」を加える。

第4条第2項中「規則第12条」を「規則第13条」に改め、同条第3項中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、同条第4項中「に定める苦情の対応決定通知書をもって」を「に規定する通知書により」に、「連絡する」を「通知する」に改める。

第5条第1項中「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加え、同条第2項中「最終評価結果」を「規則第7条第4項に規定する評価書に記載された最終評価結果」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度要領7第1号に規定する評価書に記載された評価結果に係る特記事項のみの苦情は、対象としない。

(久喜市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱の一部改正)

第19条 久喜市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正)

第20条 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。